

2024 年度 環境経営レポート

(対象期間 2024 年 1月1日～ 2024 年12月31日)

有限会社 司工業

発行日： 2025年3月1日

取組の対象組織・活動

1. 組織概要

(1) 名称及び代表者名
有限会社 司工業
代表取締役 藤田 竜司

(2) 所在地
本社・事務所・ 徳島県阿南市新野町秋山224番地9
駐車場
東谷事務所 徳島県阿南市新野町東谷55
資機材置場 徳島県阿南市新野町馬場46
※東谷事務所:資機材置場として利用

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者	藤田 めぐみ	TEL: 0884-36-3640
担当者	藤田 めぐみ	TEL: 0884-36-3640

(4) 事業内容
土木工事業

一般建設業の許可
許可番号 徳島県知事許可(般-06)第7599号
建設業の種類 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業
舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業

産業廃棄物収集運搬業(自社排出分のみ)
許可番号 徳島県知事許可 第3600122756号

(5) 事業規模

完成工事高	4.18億円
従業員	21名

(6) 事業年度 令和6年1月～令和6年12月

2. 認証・登録の対象組織及び活動

認証・登録事業者名: 有限会社 司工業

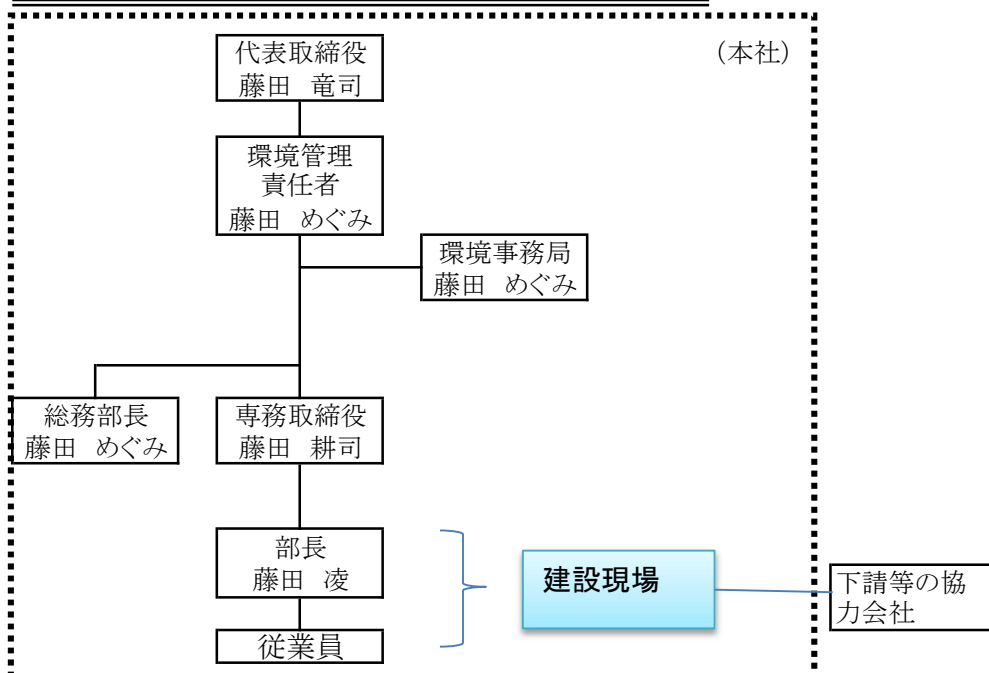
対象事業所: 司工業本社、事務所、駐車場、東谷事務所、資機材置場

事業活動範囲: 建設業
(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業)

3. 環境に関する苦情等の受付窓口

担当者	藤田 めぐみ	TEL: 0884-36-3640
-----	--------	-------------------

実施体制図及び役割・責任・権限表



	役割・責任・権限
代表者(社長)	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者等を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標、環境活動計画を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認 ・経営における課題とチャンスの明確化
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表の承認及び遵守評価の実施 ・環境目標、環境活動計画を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境経営レポートの確認 ・教育訓練(緊急時を含む)の実施を指示 ・是正・予防処置の決定・指示
環境事務局	・環境管理責任者の補佐、EA21の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境経営レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
部門長	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 ・試行、訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
現場責任者	・担当工事に於ける環境経営システムの実施 ・環境配慮施工の実施
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境方針

基本理念

有限会社司工業は、土木工事を通じての社会貢献を第一に考え、自然を大切にし地域住民の方々と共によりよい地球環境の創造を目指すことを目標に掲げ、社員一丸となって自主的・積極的に環境経営の改善に努めます。

行動指針

1. 私たちは、次のことについて重点的に取り組みます。

- 1) 二酸化炭素排出量の削減
- 2) 廃棄物の削減
- 3) 節水活動の推進
- 4) グリーン購入の推進
- 5) 事務所周辺の清掃等社会貢献
- 6) 環境に配慮した施工の推進

これらについて環境目標、環境活動計画を定め、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めます。

2. 私たちは、環境に関連して適用される法令、及び、その他の同意する要求事項を守ります。

この環境方針を全ての従業員に周知します。

制定日：2022年 10月 1日

改定日：

有限会社 司工業

代表取締役 藤田 竜司

環境目標(事務所、現場)

- (1) 2021年度実績等を基準として3年間に二酸化炭素排出量、電力使用量、燃料使用量、廃棄物排出量は3%削減する。
- (2) グリーン購入は事務用品を対象とする。
- (3) 再生資源の利用の推進は再生砕石の使用割合とする。

項 目		2021 年度 03 年 1 月 1 日～ 03 年 12 月 31 日 実績等 (基準値)	2022 年度 目 標 基準比 1%削減	2023 年度 目 標 基準比 2%削減	2024 年度 目 標 基準比 3%削減
二酸化炭素排出量 (kg-CO2/年)		185,355 2024 年度 187,379	183,502	181,648	(179,794) 181,759
電力使用量 (kWh/年)		1,438 2024 年度 5,242	1,424	1,409	(1,395) 5,087
燃料使用量	灯油 (L/年)	40	39.6	39.2	38.8
	ガソリン (L/年)	15,173	15,021	14,869	14718
	軽油 (L/年)	57,041	56,470	55,900	55,329
廃棄物	一般廃棄物 (kg/年)	315	312	309	306
	産業廃棄物 (t/年)	346	342	339	336
水使用量 (m3/年)		0 2024 年度 9	0	0	(0) 9
グリーン購入 グリーン商品 (品目/年)		0	1	2	3
再生資源の積極的利用の推進 再生砕石 (%)		80	81	82	83
土木工事に於ける環境に配慮した施工の割合 (%)		80	81	82	83
社会貢献活動 清掃活動 (回数/年)		年 2 回	年 3 回以上	年 3 回以上	年 3 回以上

備考 ①二酸化炭素排出係数 0.532 (四国電力R 3年度実績 環境省・経済産業省公表)

②化学物質については、使用の実態がないため目標設定していない

③2024 年度目標については、本社事務所に係る電力使用量及び水使用量を追加したものを基準値として、見直している。() 内は、見直し前の目標値。

環境目標とその実績 2024年度 (期間 2024年 1月1日～2024年12月31日)

項 目		目標値 (2024. 1. 1～ 2024. 12. 31)	取組み期間実績 (2024. 1. 1～ 2024. 12. 31)	達成率 (%)	評価
二酸化炭素排出量 (kg-CO2／年)		181,759	187,396	97%	△
電力使用量 (kWh／年)		5,087	6,957	73%	×
燃料使用量	灯油 (L／年)	38.8	0	— (達成)	◎
	ガソリン (L／年)	14,718	15,170	97%	△
	軽油 (L／年)	55,329	55,598	99%	△
廃棄物	一般廃棄物 (kg／年)	306	249	122%	◎
	産業廃棄物 (t／年)	336	334	100%	○
水使用量 (排水量) (m3／年)		9	17	53%	×
グリーン購入 グリーン商品 (品目/年)		3	3	100%	○
再生資源の積極的利用の推進 再生砕石 (%)		83	100	120%	◎
土木工事に於ける環境に配慮した施工の割合 (%)		83	85	102%	○
社会貢献活動 清掃活動 (回数/年)		年3回以上	3回	100%	○

注：環境目標は事務所と現場を同時に記載する。
評価：◎110%以上、○100%以上、△95%以上100%未満、×95%未満

目標未達成（上記×）の項目の評価結果

項目	評価結果
電力使用量	書類作成等の業務の増加に伴い、事務所内の夜間電気の使用が多くなったため、使用量が増加し、目標未達成となった。設定温度を変更するなど、少しでも使用量を削減できるよう努力する。
水使用量	工事現場で使用する分を事務所から搬送したため使用量が増加し、目標未達成となったが、事務所内では達成できている。臨時的なものであり、できるかぎり工事現場等での給水に努める。

環 境 方 針	2024年度目標	2024年度計画 取組手段	責任者 担当者	日程	【年間評価】		取組結果とその評価・対応 (総括)
					取組手 段ごと	全体	
CO2排 出量の 削減	電力使用量 の削減 基準年度2021年度 の3%削減 目標値 5,087 (kWh)	1. 使用頻度の低い箇所の照明OFF	藤田めぐみ	通年	△	○	活動を理解した行動が 出来ている
		2. パソコン、コピー機の不使用時電源 OFF	藤田めぐみ	通年	△		
		3. エアコン温度設定・夏場26℃ 冬場20℃	藤田めぐみ	6～9月、 12～3月	○		
		4. クールビズ、ウォームビズ励行	藤田めぐみ	6～9月、 12～3月	○		
		5. 照明器具・クーラー・窓の掃除	藤田めぐみ	通年	○		
	燃料使用量 (自動車燃料)の削 減 基準年度2021年度 の3%削減 目標値 70,047 (ℓ)	1. ECOドライブの励行	藤田 凌	通年	△	○	概ね実施出来ている
		2. 適正な車両整備	藤田 凌	通年	○		
廃棄物 排出量 の削減	一般廃棄物(事務 用紙)の削減 基準年度2021年度 の3%削減 目標値 306 (kg)	1. 裏紙の利用	藤田めぐみ	通年	△	△	使用済用紙についてはま だまだ活用方法がある と思うが、個人情報などの 記載があり、使いづらい
		2. 印刷前確認(プレビュー)	藤田めぐみ	通年	○		
		3. 無駄なプリントアウトを抑える	藤田めぐみ	通年	△		
	産業廃棄物の削減 基準年度2021年度 の3%削減 目標値 336 (t)	1. マニフェストによる廃棄物の適正な 処理管理	藤田めぐみ	通年	○	○	実施出来ている
		2. マニフェスト交付状況報告	藤田めぐみ	通年	○		
		3. 廃棄物の保管場所と掲示板					
水使用 量の削 減	水使用量の削減 基準年度2021年度 の3%削減 目標値 9 (m3)	1. 日常的節水の励行	藤田めぐみ	通年	○	○	実施出来ている
グリー ン購入 の推進	グリーン商品の 選択購入 目標値 3品目	1. エコマーク商品等のグリーン商品を積 極的に購入する	藤田めぐみ	通年	○	○	購入する場合、積極的に 活用するよう心掛ける
環境に 配慮し た施工 の推進	再生資源の積極的 利用の推進 再生砕石の利用 目標値 83%	1. 工事受注時の仕様書の確認(公共工事)	藤田 凌	通年	○	○	確認は、実施出来ている が、提案は可能な事案が なかった
		2. 可能な場合の再生砕石使用の提案の 実施(公共工事・民間工事)	藤田 凌	通年	—		
	土木工事に於ける 環境に配慮した 施工 目標値 83%	1. 工事期間中のチェック表の作成・確認(毎月)	藤田 凌	通年	○	○	実施出来ている
社会献 活動へ の参加	清掃活動の実施 目標値 3回以上	1. 徳島県アドプトの清掃	藤田 凌	通年	○	○	社員の多くが参加できる ように計画する

○よくできた
×できなかった

△あまりできなかった

環境目標(2025年度、2025年度からの中長期目標)

項 目	単位	区分	基準値 (2023年度・2024年度 実績の平均等)	削減率等 (基準値に対し)	2025年度 目標	2026年度 目標	2027年度 目標
CO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	全体	179,157	毎年1%削減	177,366	175,574	173,783
電力使用量	kWh	全体	5,332	毎年1%削減	5,278	5,225	5,172
	kWh	事務所	4,995	毎年1%削減	4,945	4,896	4,846
	kWh	現場	336	毎年1%削減	333	329	326
燃料使用量	ℓ	全体	69,739	毎年1%削減	69,041	68,344	67,646
ガソリン使用量	ℓ	全体	14,387	毎年1%削減	14,243	14,099	13,955
軽油使用量	ℓ	現場	54,305	毎年1%削減	53,762	53,219	52,676
灯油使用量	ℓ	事務所	0	現状維持	0	0	0
重油使用量	ℓ	現場	1,047	毎年1%削減	1,037	1,026	1,016
一般廃棄物排出量	kg	事務所	239	毎年0.5%削減	238	237	235
産業廃棄物排出量	t	現場	347	毎年0.5%削減	345	344	342
水使用量	m ³	事務所	12	毎年0.5%削減	11.9	11.9	11.8
グリーン購入 グリーン商品の選択購入	品目/年	事務所	3	毎年1品目増加	4	5	6
再生資源の積極的利用の推進 再生砕石の利用	%	現場	98	毎年0.5%増加	98.5	99.0	99.5
土木工事に於ける環境に配慮した施工	%	現場	78	毎年3%増加	81	84	87
社会貢献活動 清掃活動の実施	回数/年	事務所	3	現状維持	3	3	3

備考

①二酸化炭素排出係数 0.532(四国電力R3年度実績 環境省・経済産業省公表)

②化学物質については、使用の実態がないため目標設定していない。

③基準値は、過去2年間(2023年度及び2024年度実績)の平均を基本としているが、年度による変動が大きい重油については、3年間(2021年度、2023年度、2024年度実績)の平均を用いている。

なお、電力については、増加傾向が大きいいため、2年間平均×0.85と基準値を厳しくしている。

④区分のうち、事務所は、本社のほか、東谷事務所、資機材置場を含めたもの。

環 境 方 針	2025年度目標	2025年度計画 取組手段	区 分		責任者 担当者	日程
			事務所	現場		
CO2 排出量 の削減	電力使用量の削減 (全体)	1. 使用頻度の低い箇所の照明OFF	○	○	藤田めぐみ	通年
		2. パソコン、コピー機の不使用時電源OFF	○	○	藤田めぐみ	通年
		3. エアコン温度設定・夏場27℃ 冬場20℃	○	○	藤田めぐみ	6～9月、 12～3月
		4. クールビズ、ウォームビズ励行	○		藤田めぐみ	6～9月、 12～3月
		5. 照明器具・クーラー・窓の掃除	○		藤田めぐみ	通年
	目標値 (kWh)					
		全体				
		5,278				
		事務所				
		4,945				
	燃料使用量の削減 (全体)	1. ECOドライブの励行	○	○	藤田 凌	通年
		2. 適正な車両整備	○	○	藤田 凌	通年
		3. 重機のエコモード活用				
		(ガソリン)				
		(軽油)				
	目標値 (ℓ)					
		全体				
		69,041				
		ガソリン				
		14,243				
	軽油					
		53,762				
廃棄物 排出量 の削減	一般廃棄物(事務用 紙)の削減	1. 裏紙の利用	○		藤田めぐみ	通年
		2. 印刷前確認(プレビュー)	○	○	藤田めぐみ	通年
		3. 無駄なプリントアウトを抑える	○	○	藤田めぐみ	通年
	目標値 (kg)					
		238				
	産業廃棄物の削減	1. マニフェストによる廃棄物の適正な 処理管理(分別等によるリサイクルを含む)	○		藤田めぐみ	通年
		2. マニフェスト交付状況報告	○		藤田めぐみ	通年
		3. 廃棄物の保管場所と掲示板	○	○		
		目標値				
		345 (t)				
水使用 量の削 減	水使用量の削減	1. 日常的節水の励行	○		藤田めぐみ	通年
		目標値				
		11.9 (m3)				
グリー ン購入 の推進	グリーン商品の 選択購入	1. エコマーク商品等のグリーン商品を積極的に購入する	○		藤田めぐみ	通年
		目標値				
		4品目				
環境に 配慮し た施工 の推進	再生資源の積極的利 用の推進 再生砕石の利用	1. 工事受注時の仕様書の確認(公共工事)		○	藤田 凌	通年
		2. 可能な場合の再生砕石使用の提案の実施(公共工事・ 民間工事)		○	藤田 凌	通年
		目標値				
		98.5%				
	土木工事に於ける環境 に配慮した 施工	1. 工事期間中のチェック表の作成・確認(毎月)		○	藤田 凌	通年
		目標値				
		81%				
社会献 活動へ の参加	清掃活動の実施	1. 徳島県アドプトの清掃	○		藤田 凌	通年
	目標値					
		3回以上				

環境関連法規等の遵守状況の確認・評価結果等

法規名	適用条項	具体的内容	実施時期 点検・測定頻度等	担当部署/ 担当者	遵守評価 判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第3条	・ 事業者の責務 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理	必要時	総務	○
	第6条の2 7項	・ 一般廃棄物の委託基準の遵守 (一般廃棄物収集運搬・処分業者との契約・許可書確認)	必要時	総務	－
	第11条	・ 産業廃棄物の事業者の自己処理	必要時	総務	－
	第12条5項、 6項	・ 産業廃棄物の委託契約 委託基準の遵守	必要時	総務	○
	第12条2項	・ 保管基準の遵守(自己処理・委託とも) (縦60cm以上×横60cm以上提示板による表示:責任者明示等)	必要時	工務	○
	第12条 9,11項	・ 多量排出事業者(年間1,000t以上) 計画の都道府県知事への提出・実施状況報告	年1回 毎年6月末	総務	－
	第12条の3	・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・保管	廃棄物排出時	総務	○
	第12条3,4項	・ 事業場外の自らの産業廃棄物の保管場所の設置届出 (建設工事発生物)	必要時	総務	－
	第12条の3 7項	・ マニフェスト交付状況報告書の作成及び県知事への提出	年1回 毎年6月末	総務	○
	第14条	・ 産業廃棄物収集運搬業の都道府県知事の許可 (施設・能力の許可基準への適合、5年毎に許可の更新)	許可有効期限 3か月前から申請可	総務	○
	第14条 12項	・ 産業廃棄物処理基準による収集運搬、処分 (運搬車への表示、書面備付義務等)	必要時	総務	○
	第16条	・ 不法投棄の禁止	必要時	総務	○
	第16条の2	・ 不法焼却の禁止(一定の場合を除く) (除外の場合:廃棄物処理基準に従う焼却、他法令に基づく焼却、公益上・社会慣習上やむを得ない・生活環境への影響の軽微な焼却)	必要時	総務	○
	第21条の3 1項	・ 建設廃棄物は元請業者が事業者	必要時	総務	○
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	第4条	・ 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努力 建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するよう努力	必要時	工務	○
	第15条	・ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める 再生利用計画書(実施書)の作成・保存(施工後5年間)、計画の工事現場での掲示(再生資源利用省令第8条)	必要時	工務	○
	第34条	・ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める 再生資源利用促進計画(実施書)の作成・保存(竣工後5年間)、計画の工事現場での掲示(指定副産物利用促進省令第7条)	必要時	工務	○
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	第5条	・ 建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等費用の低減努力 ・ 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する努力	必要時	工務	○
	第12条	・ 元請業者による事前調査、分別解体等の計画作成、発注者への説明(書面交付) ※10条:発注者による工事の知事への事前届出(第11条:公共工事の場合は届出に代えて通知)	必要時	工務	○
	第9条、16条	・ 受注者による基準に従った分別解体等の実施、及び再資源化の実施	必要時	工務	○
	第13条	・ 工事請負契約において建設業法によるもののほか分別解体の方法・費用等の記載	必要時	工務	○
	第18条	・ 元請業者の発注者への再資源化等の完了報告、及び再資源化等の実施状況に関する記載の作成・保存	必要時	工務	○
	第33条、第34条	・ 現場等における標識の提示 帳簿の備え付け	必要時	工務	○
騒音規制法 (徳島県生活環境保全条例)	第14条(35条)	・ 特定建設作業の実施の届出 (建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	必要時	工務	－
	第15条(36条)	・ 規制基準の遵守(特定建設作業に適用)			
振動規制法	第14条	・ 特定建設作業の実施の届出 (建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	必要時	工務	－
	第15条	・ 規制基準の遵守(特定建設作業に適用)			

大気汚染防止法 (解体等工事)	第18条の15	・ 特定建築材料の使用有無の事前調査 (一定の知見を有する者が調査:令和5年10月施行) ・ 調査結果の発注者への書面交付、説明及び記載の作成・保存調査結果の提示、調査結果の県への報告(元請業者による)	必要時	工務	—
	第18条の16	・ 下請請人に対する説明(特定工事の場合)(元請業者による)	必要時	工務	—
	第18条の17	・ 特定粉じん排出等作業の実施届出(発注者による)	—		
	第18条の15 第18条の16	・ 解体等工事に係る調査への協力、適正に工事を実施するための配慮(発注者による)	必要時	工務	—
	第18条の22	・ 下請人に対する指導(元請業者による)			—
	第18条の19	・ 対象建築材料の除去等の方法による作業の実施(元請業者・下請負人による)			—
	第18条の20	・ 作業基準の遵守(元請業者・下請負人による) ・ 特定粉じん排出等作業の計画作成・計画に基づき作業実施(元請業者による)			—
	第18条の23	・ 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存(元請業者による) ・ 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存(元請業者による)			—
浄化槽法	第5条、 第11条の2、 第10条の2	・ 浄化槽設置等の届出 廃止の届出 使用開始後の報告書提出	必要時	総務	○ ○
	第10条	・ 浄化槽の保守点検、清掃の実施	必要時	総務	○
	第7条、第11条	・ 法定検査の実施	必要時	総務	○
	第3条	・ し尿・雑排水の浄化槽の処理後でない場合の公共用水域への放流禁止 浄化槽使用者の「浄化槽の使用に関する準則」の遵守	必要時	総務	○
	第4条	・ 浄化槽の基準等の遵守			○
オフロード法	第4条2項	・ 使用者は特定特殊自動車排出ガスの排出抑制のための必要な措置を講ずるよう努力、国・県が実施する施策に協力	必要時	総務	○
	第17条	・ 基準適合表示以外の特定特殊自動車の使用禁止 (基準適合表示を貼付した車両の使用)			○
	第18条	・ 基準適合の状態での特定特殊自動車の使用(適合しない状態の場合、知事による基準適合のための整備命令)			○
	第28条 施行令第2条	・ 建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針 ・ 抑制指針の遵守 (適正燃料の使用・点検整備の実施等)			○
排出ガス対策型建設機械 指定制度		・ オフロード法の規制対象外である建設機械に対する排出ガス対策推進のために国土交通省が定めるもの ・ 排出ガス基準を定め、これに適合する建設機械を排ガス対策型建設機械として型式指定する	必要時	工務	○
フロン排出抑制法	第18条	・ 第1種特定製品の管理者の判断基準に基づく措置の実施 定期点検の実施 【簡易定期点検:1回以上/3か月、定期点検:1回以上/年(原則:一定の知見を有する者による)】 点検・整備の記録 交付される充填(回収)証明書の管理	必要時	工務	○
	第19条	・ 事業者によるフロン類の漏洩量等の報告	年1回 毎年7月末	工務	—
	第41条	・ 廃棄物に際し、第1種フロン類充填回収業者へのフロン類引き渡し (業者が充填なしを確認の場合を除く)	必要時	工務	—
	第43条	・ 回収業者又は引渡の受託者に回収依頼書、委託確認書を交付(写し保存)	必要時	工務	—
	第45条	・ 回収業者からフロン類の引取証明書の受取、保存(証明書の不交付、不記載・記載漏れ・虚偽記載の場合、知事に報告)	必要時	工務	—
	第45条の2	・ 第1種特定製品を引取等業者に引渡す時、引取証明書の写し交付	必要時	工務	—
	第42条	・ 解体工事元請工事は、解体前に第1種特定製品の設置の有無を確認 ・ 発注者に書面交付説明(交付書面の写し保存) 発注者は、解体事業者等による第1種特定製品の有無の確認に協力、交付書面の保存	必要時	工務	—
	第86条	・ フロン類の放出の禁止	必要時	工務	○
省エネルギー法	第4条	・ エネルギー使用者のエネルギーの使用合理化への努力、電気需要最適化に資する措置実施に努力	必要時	工務	○
	第5条	・ 判断基準(エネルギー使用の合理化に係るもの、非化石エネルギーへの転換に係るもの)に基づく措置の実施 ・ 電気需要最適化指針に基づく取組の実施	必要時	工務	○
地球温暖化対策推進法	第23条	・ 事業活動に伴う排出削減等の努力	必要時	工務	○
	第25条	・ 排出削減等指針 ※23条について事業者が講ずべき措置の適切・有効な実施のためのもの	必要時	工務	○
グリーン購入法	第5条	・ できる限り環境物品等を選択するよう努める	必要時	総務	○

※遵守評価の欄:○×(×の場合は問題点は正／予防処置票により解決を図る)

遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。また、関係当局による違反等の指摘や訴訟はありません。

代表者による全体の評価と見直し・指示

代表者：藤田 竜司

■ 定期見直し
(年度終了後)

実施日：2025.3.1

□ 臨時見直し

見直しに必要な情報				代表者による見直し・指示	
環境管理責任者の報告及び改善への提案				変更の必要性の有無・指示事項	
[取り組み状況の評価結果]				[環境方針]	
①環境関連法規制等の遵守状況(遵守評価記録による) 特に違反なし				変更の必要性: □有 ■無	
②問題点の是正処置及び予防処置の状況 電力使用量の削減については、エアコンの設定温度を見直すなど対応が必要である				環境方針については特に見直しの必要はない。 社内周知を引き続き徹底する必要がある。	
③教育訓練の実施状況 実施済					
④前回までの代表者の指示事項への対応 特になし				[目標・環境活動計画]	
<改善への提案> 参加人数の変更				変更の必要性: ■有 □無	
[目標・環境活動計画の達成・実施状況]				これまでの実績を踏まえ、2025年度から2027年度までの中長期目標を設定すること。 目標・計画を作るに当たっては、本社等と工事現場の区分に留意すること。	
(詳細は環境活動計画書による)				[実施体制]	
変更の必要性: □「有 ■無					
目標項目	目標値 達成状況	活動計画 実施状況	環境目標と活動計画 に対するコメント		
二酸化炭素排出量の削減	×	—	—		
電力使用量の削減	×	○	今後取り組みを強化する		
燃料使用量の削減	×	○	今後取り組みを強化する	[その他]	
一般廃棄物の削減	○	△	今後取り組みを徹底する	変更の必要性: ■有 □無	
産業廃棄物の削減	○	○	今後も継続していく	教育訓練については実施回数を増やすことが困難なため、 早めに日程調整することで、可能な限り全員参加を目指す。	
水使用量の削減	×	○	今後取り組みを強化する		
グリーン購入の推進	○	○	積極的に活用する		
再生資源の積極的利用の 推進	○	○	今後も継続していく		
環境に配慮した施工	○	○	今後も継続していく		
社会貢献活動への参加	○	○	今後も継続していく		
<改善への提案>					
[周囲の変化の状況]				[総括]	
①苦情等受付簿より 特になし				(環境活動レポートの代表者による全体の評価と見直しの欄に記載)	
②環境関連法規制等の動向(法改正等)他 特になし				エコアクションについての取り組みについて社内で定着してきた ように思うが、繰り返し教育訓練を行うなど、活動への理解を深め 必要がある。一人ひとりができることを考え、話合うことが目標達成 に繋がると思うので、話合いの場を多く作る必要がある。	
<改善への提案> 特になし					